

議案第 57 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンター
第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年9月2日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

財団法人狭山市施設管理公社が解散し、残余財産の清算が終了したこと及び財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターが、一般財団法人への移行により名称を変更したことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。